

## (許可条件)

- ・本条件は、一般的な許可条件となります。
- ・申請内容により、条件が追加される場合があります。

- 1 イベント開催等、使用に係る一切の責任（事故等含む）は、使用者（申請者）で負うこと。  
また、重大な事故等が発生した場合は、当協議会（090-4775-5511）へ遅滞なく報告すること。
- 2 イベント開催等に伴う、イベント参加者や第三者からの苦情、事故等は使用者で対応すること。（川内川大小路みらい公園協議会以下「協議会」に連絡があった際は使用許可申請書に記載の責任者へ連絡します）
- 3 交通誘導員等が必要な場合は、配置を確実にいき、イベント参加者や第三者に対し危険が及ばないよう車両誘導、歩行者安全確保を徹底すること。
- 4 市道や国道3号が車両により渋滞することの無いよう、確実な交通誘導を行うこと。
- 5 当該公園は河川区域内であることを十分認識し、安全管理を徹底すること。万が一、使用者及びイベント参加者等が川へ転落等があっても、協議会は一切その責任を負わない。
- 6 河川管理用通路（進入路、河川側通路）は、緊急車両が通行可能な状態を保つこと。また、河川管理用通路で事故等が発生しても協議会は一切責任を負わない。
- 7 火気を使用する場合は、万全な対策を講じることとし、火気による事故（火災、爆発、電車等の緊急停車等）があった場合は使用者が全責任を負うこと。また、使用後は完全に火を消し、灰等は必ず持ち帰ること。
- 8 公園施設が汚損・破損しないように十分な対策を行うこと。また、万が一汚損・破損させた場合は、主催者が責任をもって原形復旧（ゴミ拾い等を含む）すること。
- 9 芝生内は原則、車両等の乗り入れ禁止ですが、イベント用に止む無く乗り入れた場合は、養生等を行い、芝生が傷んだ場合は、主催者で原形復旧すること。
- 10 当該公園は利用者からの協力金で維持管理が行われていることから、協力金●円の支払いをお願いします。

以上